

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 22 回 総 会

令和元年 6 月 27 日 (木)

名護市農業委員会 第22回総会

開催日時 令和元年6月27日(木)午前10時00分～

開催場所 名護市役所会議室

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	欠席	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠席者 10番 金城 達文

議事録署名人 6番 具志堅 安盛 7番 野原 朝行

書記 名護市農業委員会事務局 係長 玉城 真一

議案 第132号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について
第133号 農地法第3条許可申請の取消し願について
第134号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第135号 農地転用事業計画変更承認申請について
第136号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第137号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第138号 農用地利用集積計画の意見決定について
第139号 現況証明願について
第140号 非農地証明願について
報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（８番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は６番と７番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局玉城係長を指名いたします。

では、これより「第 22 回名護市農業委員会総会」を始めます。

議案第 132 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ●● ●番地、●番地、●番地の計 3 筆。農振農用地内で、合計面積が 1965 ㎡。競売物件から●の●さんへ。付帯決議として、農地買受適格証明書の交付を決定した上記の者が、当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、許可をしても差し支えないとなっております。

議長（８番） 事務局から説明がありました議案第 132 号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（８番） 質疑が無いようなので、議案第 132 号 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（８番） 議案第 132 号整理番号 1 番については可決といたします。

議案第 133 号農地法第 3 条許可申請の取消し願について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ●● ●番地、●番地、●番地の計 3 筆。当該土地は、平成 31 年 3 月 27 日付けで 3 条の有償移転許可が下りている案件となります。当該地は、区の方で農業用水の整備を行った区画になっており、区の方針として区民若しくは区内で耕作されている従事者を対象に農業用水の使用契約を結んでいるため、今回取得した●●さんが市外在住のため農業用水使用の変更契約が結ばず、農業用水の確保が出来ないため、今回取消し願申請が上がっております。

議長（８番） 事務局から説明がありました議案第 133 号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（８番） 質疑が無いようなので、議案第 133 号農地法第 3 条許可申請取消し願について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第133号整理番号1番については可決といたします。
議案第134号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料3ページをご覧ください。

整理番号1番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が64㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名、稼働日数200日。計画作物はみかんです。

整理番号2番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、合計面積が1,095㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名、稼働日数200日。計画作物はみかんです。

整理番号3番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が6,595㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための使用貸借となっています。従事者1名、稼働日数200日。計画作物はみかんです。

整理番号4番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が1,561㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名、稼働日数主従事者250日。計画作物はマンゴーです。

整理番号5番 ●●●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地内で、合計面積が2,857㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃貸借となっています。従事者2名、稼働日数主従事者200日。計画作物はクワンソウです。

整理番号6番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が958㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃貸借となっています。従事者2名、稼働日数主従事者200日。計画作物はクワンソウです。

整理番号7番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が2,385㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃貸借となっています。従事者2名、稼働日数主従事者200日。計画作物はクワンソウです。

整理番号8番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が227㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃貸借となっています。従事者2名、稼働日数主従事者200日。計画作物はクワンソウです。

整理番号9番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が513㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃貸借となっています。従事者2名、稼働日数主従事者200日。計画作物はクワンソウです。

整理番号10番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、合計面積が2,845㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名、稼働日数主従事者250日。計画作物はみかんです。

整理番号11番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、合計面積が1,385㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための無償移転となっています。従事者2名、稼働日数主従事者250日。計画作物は草地です。

- 整理番号 12 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地内で、合計面積が 65.65 m²。●の●さんから●の●さんへ。地上権設定となっています。
- 整理番号 13 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 2,838 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者 1 名、稼働日数 200 日。計画作物はサトウキビです。
- 事務局としましては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。
- 議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 134 号について質疑はございませんか。
- 委員 整理番号 5 番の株式会社は生産法人ですか。
- 事務局 株式会社で新規就農となります。
- 議長（8 番） 質疑が無いようなので、議案第 134 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8 番） 議案第 134 号整理番号 1 番から 13 番については可決といたします。
- 議案第 135 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料 7 ページをご覧ください。
- 整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 412 m²。申請人が●の●さん。資材置場として利用していたが、個人住宅を建築するための変更となります。農地区分は、第 2 種農地で、市街地に近接する一団農地 2 h a。
- 整理番号 2 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で合計面積が 528 m²。申請人が●の●さん。二世帯住宅建築予定を共同住宅建築への変更となります。農地区分は、第 3 種農地で第 1 種中高層住宅専用地域。
- 整理番号 3 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 200 m²。申請人が●の●さん。二世帯住宅建築予定を共同住宅建築への変更となります。農地区分は、第 3 種農地で準居住地域。
- 整理番号 4 番については 5 条同時申請になりますので、5 条にて説明いたします。
- 議長（8 番） 事務局から説明のありました議案 135 号の農地転用後の事業計画変更承認申請について、整理番号 1 番から 4 番については可決としてよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8 番） 議案第 136 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料 9 ページをご覧ください。
- 整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 495 m²。申請者 ●の●さん。貸し資材置場として利用のための申請。農地区分が 2 種農地で市街

地に近接する一団農地 0.2ha であり問題ないと考えます。

整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 390 m²。申請者 ●の ●さん。一般個人住宅のための申請。農地区分は、第 1 種農地で 10 戸以上の連たんがみられることから許可相当と考えます。

整理番号 3 番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 420 m²。申請者 ●の ●さん。一般個人住宅のための申請。農地区分は、第 2 種農地で市街地に近接する一団農地 5.8ha であり問題ないと考えます。

整理番号 4 番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の 6 筆。農振農用地外で合計面積が 730.12 m²。申請者 ●の ●さん。貸駐車場のための申請。農地区分は、第 3 種農地で第 1 種中高層住宅専用地域であり問題ないと考えます。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 136 号について質疑はございませんか。整理番号 2 番の 10 戸連たんの取り方を確認したい。

事務局 全てが繋がっていることではなく、通常の一軒程度の間隔であれば接続していると判断している。

議長（8 番） 事務局から説明のありました議案 136 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 4 番については可決としてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8 番） 議案第 137 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料の 11 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地外で合計が 1,123 m²のうち 295 m²。●の ●さんから●の ●さん。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、第 2 種農地で一団の農地 0.8ha となっています。許可相当と考えます。

整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 325 m²。●の ●さんから●の ●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分が第 2 種農地で市街地に近接する一団の農地 2.8ha となっており、問題ないと考えます。

整理番号 3 番 ●● ●番地、●番地、●番地の 3 筆。農振農用地外で合計面積が 902 m²。●の ●さんから●の ●さんへ。貸し資材置場として活用するための所有権移転となっています。第 2 種農地で市街地に近接する一団の農地 0.2ha となっています。許可相当と考えます。

整理番号 4 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 6,923 m²のうち 2132.25 m²。●の ●さんから●の ●さんへ。作業場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、第 2 種農地その他で一団の農地 6.8ha となっており問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地、農振農用地外で面積が 624 m²のうち 318.38 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸し駐車場等として活用するための賃貸借となっています。農地区分が第3種農地で3方が住宅に囲まれた地域となり、問題ないと考えます。

整理番号6番と7番は同一案件となりますので一緒に説明させていただきます。●● ●番地。農振農用地外で面積が2,539 m²のうち1309.16 m²。2,539 m²のうち1230.05 m²。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅、貸し駐車場のための所有権移転となっています。農地区分は、第2種農地で市街地に近接する一団の農地 2.5ha となっており問題なしと考えます。なお、当該地は共同住宅を建てた際に隣接する農地から農薬散布や農薬の匂い等が発生することが考えられる。その際に苦情等から農作業への影響が懸念されるので、承諾書という形でアパート建設後に起こりうる農作業への了解を得る内容で提出していただいている。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 742 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建設のための所有権移転となっています。農地区分が第2種農地で市街地に近接する一団の農地 0.2ha となっており問題ないと考えます。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 265 m²。●の●さんから●の●さんへ。建設予定のホテルの駐車場のための賃貸借となっています。農地区分が第2種農地で市街地に近接する一団の農地 0.2ha となっており建設予定のホテルに関する詳細な内容について申請者に問い合わせしているところであるが、現時点において回答を得られていない状態である。

整理番号10番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で合計面積が 78 m²。●の●さんから●の●さんへ。資材置場のための所有権移転となっています。農地区分が第2種農地で市街地に近接する一団の農地 0.5ha となっており問題ないと考えます。

整理番号11番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地外で合計面積が 656 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸資材置場及び貸駐車場のための所有権移転となっています。農地区分が第2種農地で市街地に近接する一団の農地 0.1ha となっており問題ないと考えます。

整理番号12番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 431 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸駐車場のための所有権移転となっています。農地区分が第3種農地で第1種中高層住居専用地域となっており問題ないと考えます。

整理番号13番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 141 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建設のための所有権移転となっています。農地区分が第2種農地で市街地に近接する一団の農地 3.7ha となっており問題ないと考えます。

整理番号14番 と15番は同一案件となりますので一緒に説明いたします。

●● ●番地、●番地。農振農用地外で面積が 97 m²と 111 m²。●の●さんと●の●さんから●の●さんへ。駐車場のための所有権移転となっています。農地区分が第2種農地で市街地に近接する一団の農地 3.7ha となっており問題ないと考えます。

整理番号 16 番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地内で合計面積が 64.80 m²。●の●さんから●の●さんへ。営農型発電設備のための使用貸借となっています。更新での申請となります。農地区分は農用地内ではありますが営農型ということで原則許可相当となります。

整理番号 17 番と 18 番は同一案件になりますので一緒に説明いたします。17 番が●● ●番地。農振農用地外で面積が 152.69 m²。●の●さんから●の●さんへ。18 番が●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で合計面積が 266.35 m²。庭及び資材置場のための所有権移転となっています。農地区分が第3種農地で第1種低層住居専用地域となっており問題ないと考えます。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 137 号農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員 整理番号6番と7番の案件は農振農用地内ではないのか。

事務局 道を境に農用地内と外に分かれていて、当該案件は農振農用地外となります。

議長（8 番） 整理番号9番の案件については、申請者側からの必要な情報提供がないことから判断できない状況にある。県に進達する際は否決相当で提出しておく方がよいと考える。

他にありますか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 異議なし。とのことでありますので、議案第 137 号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号9以外の1番から18番について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 議案第 138 号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料 19 ページをご覧ください。令和元年 6 月 20 日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人 9 名。譲受人 8 名。設定筆数 13 筆、面積 39,780 m²。内 賃借権 10 筆、使用貸借権 1 筆、所有権移転 2 筆となっています。詳細については、20 ページ以降をご覧ください。

1 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、1 年間の使用貸借権となります。作物は花卉、新規設定で稼働日数は 250 日です。

2 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、10 年間の賃借権。作物は果樹、野菜、新規設定で稼働日数は 250 日です。

3、4番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権。作物はサトウキビ、新規設定で稼働日数は250日です。

5、6、7番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権となります。作物は野菜、新規設定で稼働日数は250日です。

8番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、所有権移転。作物は果樹、野菜、稼働日数は250日です。

9番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、3年間の賃貸借。作物は野菜、新規設定で稼働日数は250日です。

10番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●へ、15年間の賃借。作物は野菜、新規設定で稼働日数は250日です。

11・12番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権。作物はサトウキビ、新規設定で稼働日数250日です。

13番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、所有権移転。作物はゴーヤー、稼働日数は250日です。

以上です。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第138号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第138号農用地利用集積計画の意見決定について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第139号現況証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをご覧ください。

整理番号1番、●の●番地。農振農用地外で面積が51㎡所有者の●さん。昭和46年以前より農地として使用されていないことから現地調査を踏まえ、非農地として妥当と判断します。

議長（8番） ただいまの内容について質疑はございますか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第139号については可決といたします。

事務局 議案第140号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

整理番号1番、●の●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の7筆。農用外で山林化しており農地としての利用困難であり、非農地と判断できる。

整理番号2番、●の●番地、●番地の2筆。道路として使用されており、非農地と判断できる。

整理番号3番、●の●番地。道路として使用されており、非農地と判断できる。

整理番号4番、●の●番地、●番地、●番地の3筆。内1筆は転用許可がお

りており現況証明、残りの2筆については山林化しており非農地として判断できる。

議長（8番） ただいまの内容について質疑はございますか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第140については整理番号4番を除き可決としてもよろしいでしょうか。

事務局 報告についての説明をお願いします。

報告の農用地利用配分計画案に関する意見について説明いたします。

整理番号1、●の●さんの畑4筆、●の●さんへの配分計画案です。

以上です。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第22回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 具志堅 安盛 印

署名委員 野原 朝行 印